

岐阜薬科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 目的

ソーシャルメディアは、今や私たちの生活に欠かせない情報基盤であり、岐阜薬科大学における最先端の研究成果や豊かな教育活動、地域に根差した貢献活動を広く社会へ届け、多くの人々との繋がりを育むための極めて有効なツールです。

その一方で、インターネット上での発信は、意図せずとも瞬時に拡散し、取り返しのつかない事態を招くなど、社会的に大きな影響を及ぼすリスクも併せ持っています。

本ガイドラインは、本学のすべての構成員（教職員及び学生）が、ソーシャルメディアの持つこの「有用性」と「リスク」の双方を正しく理解し、高い倫理観と責任を持って適切に活用するための指針として定めるものです。私たち一人ひとりが良識ある利用を心がけることで、本学の信頼を守り、その魅力をより効果的に社会へ伝えていくことを目的とします。

2. 定義

本ガイドラインにおけるソーシャルメディアとは、インターネットを利用して利用者が情報を発信し、または相互に情報をやりとりする情報の伝達手段を指します。

例：X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、その他、各種ブログ、電子掲示板等

3. 適用範囲と利用区分

本ガイドラインは、本学構成員によるソーシャルメディアの利用すべてに適用されます。利用形態に応じ、以下の通り区分し、それぞれの関連規定を遵守するものとします。

(1) 大学の広報等を目的として、大学公式アカウントとして運用する場合

別途定める「岐阜薬科大学 公式ソーシャルメディア運用ポリシー」に従い運用すること。

(2) 本学の公式アカウント以外で、大学名を公表して部活動、サークル等の広報や連絡を行う場合

本ガイドラインに加え、別途定める「岐阜薬科大学公式 SNS アカウント以外で部活動・サークル等学生が大学名を公表して運営する SNS 等利用ガイドライン」に従い運用すること。

(3) 教職員及び学生が、個人の資格でソーシャルメディアを利用する場合。

本ガイドラインの「4. 利用における遵守事項」及び「5. 私的利用における留意事項」を遵守すること。

4. 利用における遵守事項(共通)

すべての構成員は、ソーシャルメディアの利用において、公私を問わず以下の事項を遵守してください。

(1) 法令及び学内規定の遵守

日本の法令、利用するソーシャルメディアの規約を遵守してください。教職員は、学内服務規程を厳格に遵守してください。

(2) 機密情報・プライバシー情報の保護

職務上または学修・研究上知り得た秘密情報(未公開の研究データ、個人情報、入試情報等)を発信してはなりません。また、第三者のプライバシー権、肖像権を侵害しないよう、写真や動画の投稿には細心の注意を払ってください。

(3) 知的財産権の尊重

他者の著作権、商標権等を侵害しないよう注意してください。第三者のコンテンツを利用する場合は、正当な権利処理または引用の範囲内で行う必要があります。

(4) 正確な情報発信と誠実な対応

不確かな情報や噂、虚偽の情報を発信・拡散しないこと。発信内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正・謝罪するなど誠実に対応してください。

(5) 誹謗中傷・差別的発言の禁止

特定個人や団体への誹謗中傷、人種・信条・性別等による差別、わいせつな内容、公序良俗に反する内容を含む情報を発信してはなりません。

(6) 大学の代表としての自覚(なりすまし等の禁止)

個人の発信であっても、プロフィールや投稿内容から本学の関係者であることが特定される場合、その発言が大学全体の評価に影響を与える可能性があります。本学の公式見解であると誤解を招くような表現や、大学や他者になりすましての発信は禁止します。

5. 私的利用における留意事項

(1) 教職員への特記事項

- **職務専念義務:**

勤務時間中は、職務専念義務が課せられていることに鑑み、業務利用を除き、私的な立場でのソーシャルメディア利用は禁止します。

- **公用機器の私的利用禁止:**

業務上支給されているパソコンやスマートフォン等の機器を用いて、私的な情報発信をしてはなりません。

- **見解の区別:**

所属や氏名を明らかにして私的な発信を行う場合は、あくまで個人の見解であり、大学の公式見解ではない旨を明示してください。

(2) 学生への特記事項

- **将来への影響:**

ソーシャルメディア上の投稿は、就職活動や将来のキャリアにおいて、本人だけでなく大学全体の評価に影響を及ぼす可能性があることを理解してください。

- **情報の拡散性:**

一度インターネット上に公開された情報は、完全に削除することが困難であることを常に意識してください。

6. トラブル発生時の対応

ソーシャルメディアの利用において、炎上、情報漏洩、権利侵害などのトラブルが発生した場合、または発見した場合は、自己判断せず速やかに大学へ報告してください。

- **学内組織(部活動等)のアカウントの場合:**

直ちに組織責任者(顧問等)に報告し、管理責任者から下記窓口(事務局 学務・施設課)へ報告してください。

- **個人のアカウントの場合:**

軽微な事案を除き、速やかに所属長(学生の場合は下記窓口(事務局 学務・施設課))へ相談・報告してください。

7. 附則

本ガイドラインは、2026年3月16日から施行する。

窓口

岐阜薬科大学

事務局 学務・施設課

(メール受付)